

研究倫理規程

(2014年3月11日制定)

最近改正2017年3月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、「公正な研究活動の推進に関する規程」第11条第1項に基づき、大谷大学及び大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)において遂行する学術研究に求められる研究者の倫理的基準に関し、本学の各研究分野に共通する基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「研究者」とは、「大谷大学職制規程」に定められた専任職員、契約職員及び兼任職員並びに本学で研究活動を行う研修員、客員研究員、特別研究員、嘱託研究員、協同研究員等、研究に関わる者をいう。
- 2 本学に在籍する学生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学研究生であっても、研究に関わる時は、「研究者」に準ずるものとする。
 - 3 この規程における「研究活動」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の公表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。
 - 4 この規程において「研究対象者」とは、研究のために個人の情報及びデータ等を提供する生存する個人及び集団をいう。また、実験研究において実験の対象として実験に参加する者及びフィールド研究等において調査対象として研究協力する者を含む。
 - 5 この規程において「研究費等」とは、競争的資金のみならず、研究資料費、在外研究員助成金、学術刊行物出版助成金、真宗総合研究所の研究費等を含めた、本学が運営及び管理する研究に関わる全ての経費をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、我が国の法令、本学の諸規程・規則等の他、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守する。また、異なる学問分野や他の国、地域、組織等の研究活動に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを十分尊重する。

(研究のためのデータ等の収集)

第4条 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する際は、一般的に妥当と考えられる方法及び手段で、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努める。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者は、あらかじめ研究対象者等に研究の内容、方法等を説明し、理解を求めた上で、明確な同意を得るよう努める。

(個人情報保護)

第6条 研究者は、研究活動を行うにあたり、「真宗大谷学園個人情報保護に関する規程」を遵守する。

(ハラスメント)

第7条 研究者は、研究活動を行うにあたり、本学の「ハラスメント防止のためのガイドライン」を遵守する。

(機器、薬品等の安全管理)

第8条 研究者は、研究実験において研究装置・機器、薬品、各種材料等を用いるときは、関係法令・規程等を遵守し、その安全管理に必要な措置を講じる。

(利益相反)

第9条 研究者は、産官学連携による研究活動の際には、企業等から収入又は報酬その他の利益を得ることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該研究者の本学における適正な職務遂行を妨げないよう努める。

(第三者への委託)

第10条 研究者は、第三者に委託して実験又は調査等を行う場合は、この規程の趣旨に則して実験又は調査が行われるよう必要な措置を講じる。

(研究成果の公表)

第11条 研究者は、研究成果の公表にあたり、他者の知的財産を侵害しないよう努め、捏造、改ざん又は盗用等の不正行為は絶対に行わない。

(データ等の保存)

第11条の2 研究者は、研究成果の第三者による検証可能性の確保のため、データ等を研究成果の公表後少なくとも10年間保存する。

(オーサーシップ)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切な原著者としての地位が認められる。

(研究費等の管理)

第13条 研究者は、研究費等を当該研究に必要な経費のみに使用し、研究費等の使用に関する証拠書類等を適切に管理する。

2 研究者は、研究費等を使用するにあたり、関係法令、「大谷大学・大谷大学短期大学部における公的研究費等の管理・監査のガイドライン」、当該研究費等の使用規定等を遵守する。

(他者の業績評価)

第14条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価・検証に関わるときは、評価基準・審査要綱等及び自己の知見に基づき適切に評価を行い、これに関わり知り得た情報は、不正に利用又は漏洩を行わない。

(研究倫理ガイドライン)

第15条 研究倫理に関する、より詳細な事項については、「研究倫理ガイドライン」に定める。

(所管)

第16条 この規程に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、研究倫理委員会に諮り教授会の議を経て、学長が決定する。

付 則

この規程は、2014年3月11日から施行する。

付 則

この規程は、2017年3月2日に一部改正し、2017年4月1日から施行する。